

支援します! あなたの住まいの耐震化

☎/ 開発建築課 ☎423-3854

補助金交付制度の概要

■耐震診断補助について

《条件》診断者：原則として市内にある建築士事務所の建築士（有資格者）
※市内耐震診断業者リスト（掲載希望者）がありますのでお問い合わせください。

建築物の用途	補助金の額
戸建住宅 (併用住宅含む)	耐震診断にかかった費用の50%以内で最大5万円まで
※障害のある方または65歳以上の方が居住者に含まれる場合	耐震診断にかかった費用の100%で最大10万円まで
共同住宅	耐震診断にかかった費用の50%以内で最大戸数×2万円、かつ100万円まで
住宅以外	耐震診断にかかった費用の50%以内で最大5万円まで

[耐震診断・耐震改修 共通] 表中の※

戸建住宅（併用住宅含む）で、次のいずれかに該当する方が補助の対象となる建築物の居住者に含まれている場合は補助金が割り増しとなります。

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- 要介護認定または要支援認定を受けた方
- 障害を受給事由とする年金または障害（補償）年金の受給権を有する方
- 65歳以上の方

■耐震改修等補助について

《耐震改修補助条件》

施工者：原則として市内にある建設業者（建設業法規定の業者）
その他：建築士による耐震診断を受けた建築物で、改修後の評価がIw値1.0以上（木造）、Is値0.6以上（非木造）となる耐震改修計画等

《耐震シェルター等設置補助条件》

機器等：公的機関により、安全性の評価を受けた耐震ベッド・耐震シェルターで、戸建住宅（併用住宅含む）の1階に設置
その他：建築士による耐震診断を受けた建築物で、耐震診断結果がIw値0.7未満となった場合等

建築物の用途および耐震シェルター等	補助金の額
戸建住宅 (併用住宅含む)	耐震改修にかかった費用の20%以内で最大20万円まで
※障害のある方または65歳以上の方が居住者に含まれる場合	耐震改修にかかった費用の100%で最大40万円まで
共同住宅	耐震改修にかかった費用の20%以内で最大戸数×30万円、かつ1,000万円まで
住宅以外	耐震改修にかかった費用の10%以内で最大100万円まで
耐震シェルター等	購入および設置にかかった費用の50%以内で最大40万円まで
※障害のある方または65歳以上の方が居住者に含まれる場合	購入および設置にかかった費用の90%以内で最大40万円まで

戸建住宅耐震補助制度のQ & A

わが家も補助対象になる？耐震補助制度の対象が変わりました!!

Q1 耐震診断っていくらぐらいかかる？

A1 戸建て住宅の診断費の実績では、10万円前後のケースが多くみられました。
※過去3年間の市の補助実績
※構造・規模等によって耐震診断費は異なります。

Q2 耐震診断をしたら耐震改修工事もしないといけない？

A2 耐震診断補助のみを申請することは可能です。なお、耐震改修補助をお考えの場合は耐震改修等補助申請の前に耐震診断を受ける必要があります。

Q3 いつまでに申請をすればいいの？

A3 耐震診断・改修ともに申請年度の1月31日までに完了報告書を提出する必要があります。完了報告予定日から逆算し間に合う時期に申請を行ってください。

Q4 どこに頼んでいいかわからない…

A4 原則として、市内にある建築士事務所や建設業者に実施していただく必要があります。
※市外業者で実施をお考えの場合はご相談ください。

Q5 補助金はいつ振り込まれるの？

A5 完了報告時に、補助対象の診断費または工事費の領収書が必要です。一度、業者にお支払いいただき、補助金交付確定額通知書の交付後、市から申請者に振り込みます。

Q6 耐震改修補助とリフォーム補助は両方申請できるの？

A6 両方申請することは可能ですが、補助対象工事を耐震改修とリフォームに係る工事と明確に分ける必要があります。
※リフォーム補助のお問い合わせは産業振興課へ ☎463-1903

これまで補助制度の条件としていた建築確認の取得を緩和し、建築基準法の規定による一定の条件が確認できた場合は、補助対象とすることになりました。

※別途、昭和56年5月31日以前に着工した建物であることの確認は、必要となります。

※上記以外にも補助の条件がありますので、詳細は事前にお問い合わせください。

耐震診断等補助金交付制度の説明会を行います。

事前申し込み不要です。
当日直接会場へお越しください。

7月3日(火) 市役所(5階)
7月12日(木) 根岸台市民センター(1階)
両日とも午後7時から約1時間

